

## SAGA2024実行委員会専門委員会規程

平成27年(2015年)12月24日  
第1回常任委員会決定  
平成28年(2016年)12月22日  
第3回常任委員会一部改正  
平成29年(2017年)6月5日  
第4回常任委員会一部改正  
平成29年(2017年)12月22日  
第5回常任委員会一部改正  
平成30年(2018年)7月18日  
第7回常任委員会一部改正  
平成30年(2018年)12月20日  
第8回常任委員会一部改正  
令和2年(2020年)2月13日  
第10回常任委員会一部改正  
令和2年(2020年)7月21日  
第12回常任委員会一部改正  
令和2年(2020年)10月23日  
第8回総会一部改正

### (趣旨)

第1条 この規程は、SAGA2024実行委員会会則第13条第4項の規定に基づき、専門委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (委員会の種類等)

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

### (役員)

第3条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、SAGA2024実行委員会の会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

( 会議 )

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員会はあるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 4 委員会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 5 緊急または軽易な議事のほか、委員長が必要と認めるときは、書面により委員会を開会することができる。この場合、賛否等を表明した委員を出席委員とみなす。

( 部会 )

第5条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

- 2 部会の委員は、会長が委嘱する。
- 3 部会に関する事項は、委員長が定める。

( 委任 )

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、当該委員会の委員長が会長の承認を得て別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成27年12月24日から施行する。
- 2 この規程は、平成28年12月22日から施行する。
- 3 この規程は、平成29年6月5日から施行する。
- 4 この規程は、平成29年12月22日から施行する。
- 5 この規程は、平成30年7月18日から施行する。
- 6 この規定は、平成30年12月20日から施行する。
- 7 この規定は、令和2年2月13日から施行する。
- 8 この規定は、令和2年7月21日から施行する。
- 9 この規定は、令和2年10月23日から施行する。

別表（2条関係）

種類	付託事項	委任事項	
総務企画 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開催準備総合計画・会期の重要な事項に関すること。</li> <li>2 会場地及び競技施設の重要な事項に関すること。</li> <li>3 県及び市町の所掌業務等の重要な事項に関すること。</li> <li>4 開・閉会式の会場地及び施設の重要な事項に関すること。</li> <li>5 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開催準備総合計画の推進に関すること。</li> <li>2 文化プログラムの推進に関すること。</li> <li>3 リハーサル大会の推進に関すること。</li> <li>4 他の専門委員会に属さない事項(ただし、重要な事項に関することを除く。)に関すること。</li> </ol>	
施設・競技専門委員会	施設関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技施設等の整備計画の重要な事項に関すること。</li> <li>2 情報通信施設の整備計画の重要な事項に関すること。</li> <li>3 その他施設の整備に係る重要な事項に関すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技施設等の整備推進に関すること。</li> <li>2 情報通信施設の整備推進に関すること。</li> <li>3 その他施設に係る事項(ただし、重要な事項に関することを除く。)に関すること。</li> </ol>
	競技関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 実施予定競技の重要な事項に関すること。</li> <li>2 競技の企画運営の重要な事項に関すること。</li> <li>3 競技役員等の養成・編成の重要な事項に関すること。</li> <li>4 競技用具の整備計画の重要な事項に関すること。</li> <li>5 デモンストレーションスポーツ、オープン競技の重要な事項に関すること。</li> <li>6 その他競技に係る重要な事項に関すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技運営に係る計画の推進に関すること。</li> <li>2 競技役員等の養成・編成の推進に関すること。</li> <li>3 競技用具の整備に係る事項の推進に関すること。</li> <li>4 デモンストレーションスポーツ、オープン競技の推進に関すること。</li> <li>5 競技記録集計処理の推進に関すること。</li> <li>6 その他競技に係る事項(ただし、重要な事項に関することを除く。)に関すること。</li> </ol>
広報・県民運動 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報の方針・計画の重要な事項に関すること。</li> <li>2 県民運動の方針・計画の重要な事項に関すること。</li> <li>3 その他広報及び県民運動に係る重要な事項に関すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報活動に関すること。</li> <li>2 県民運動の推進に関すること。</li> <li>3 愛称・メッセージ、マスコット等に関すること。</li> <li>4 報道機関との調整に関すること。</li> <li>5 記録映像、記録写真等に関すること。</li> <li>6 その他広報及び県民運動に係る事項(ただし、重要な事項に関することを除く。)に関すること。</li> </ol>	
宿泊・医事・衛生 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 宿泊の方針・計画の重要な事項に関すること。</li> <li>2 医事・衛生の方針・計画の重要な事項に関すること。</li> <li>3 その他宿泊及び医事・衛生に係る重要な事項に関すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 宿泊業務に関すること。</li> <li>2 標準献立及び食品調達に関すること。</li> <li>3 医療救護及び防疫に関すること。</li> <li>4 食品衛生及び環境衛生に関すること。</li> <li>5 馬事衛生に関すること。</li> <li>6 その他宿泊及び医事・衛生に係る事項(ただし、重要な事項に</li> </ol>	

		関することを除く。)に関する こと。
輸送・交通 専門委員会	1 輸送及び交通の方針・計画の重 要な事項に関すること。 2 その他輸送及び交通に係る重 要な事項に関すること。	1 全国輸送に関すること。 2 開・閉会式の輸送に関する こと。 3 競技会場地輸送に関すること。 4 その他輸送及び交通に係る事 項(ただし、重要な事項に関す ることを除く。)に関すること。
式典 専門委員会	1 式典の方針・計画の重要な事項 に関すること。 2 その他式典に係る重要な事項 に関すること。	1 開・閉会式の企画及び運営に関 すること。 2 式典音楽に関すること。 3 式典演技に関すること。 4 大会旗・炬火リレーに関するこ と。 5 その他式典に係る事項(ただ し、重要な事項に関することを 除く。)に関すること。
警備・消防 専門委員会	1 警備、消防及び防災の方針・計 画の重要な事項に関すること。 2 その他警備、消防及び防災に係 る重要な事項に関すること。	1 警備、消防及び防災の計画の推 進に関すること。 2 その他、警備、消防及び防災に 係る事項(ただし、重要な事項 に関することを除く。)に関す ること。

\* 付託事項：付託された事項を調査、審議すること。

\* 委任事項：委任された事項を決議すること。